

年次大会 終了、2022 年度 活動計画・収支予算を承認

【役員改選】会長に 渡邊照芳 氏、幹事長に 小林 修 氏を再任



去る5月30日、ホテルグランヒルズ静岡において、静岡県宅建政治連盟「第48回 年次大会」が、従来どおり代議員制にて開催された。今回の年次大会でも、新型コロナウイルス感染拡大防止を鑑み、来賓の招待はしなかった。

2021年度の活動報告・決算報告の承認後、監査報告があり、続いて2022年度の活動計画・収支予算が提案された。議事は滞りなく進み、質疑等特になく、全議案は満場一致で原案どおり可決承認された。（詳細は別途配布した年次大会資料をご参照下さい）

役員改選では、公益社団法人である宅建協会と重複する役員が3分の1以下になるよう、会則・会則施行細則に基づき行なわれた。その結果、宅建協会の宇野篤哉会長が指名をした当連盟常任幹事の渡邊照芳氏を会長に選任し、宇野氏は役員外の最高顧問に就く他、新・会長の渡邊氏が指名した小林 修常任幹事を幹事長に選任した。

また、7月に予定される参議院議員選挙に立候補予定で、宅建協会及び当連盟の推薦する自民党・新人の若林洋平氏、現職の片山さつき 参議院議員、現職の足立敏之 参議院議員に対し、推薦状が交付された。（片山氏と足立氏の2名〔比例代表〕は全国宅建政治連盟が推薦する立候補予定者です）



▲（左から）推薦状を受け取る若林洋平氏、片山さつき氏（代理：神間智博氏）、足立敏之氏（代理：岩田良明氏）



▲ 挨拶をする渡邊会長



▲ 小林幹事長と木俣副会長（議長）

2022・2023年度 新役員体制 決まる！

今回の年次大会では、任期満了に伴う役員改選も同時に行われ、新役員候補者による互選結果を発表、渡邊会長、小林幹事長(本部会計責任者を兼務)をはじめ、12 地区より選任された地区幹事(地区会計責任者)等、下表のとおり満場一致で可決承認された。

宅建協会が公益社団法人であるため、関連するその他の団体との役員の重複を 3 分の 1 以内にしなければならず、宅建協会と重複する役員は、正副会長・幹事長・常任幹事(宅建協会各支部長 他)および監査とし、地区幹事 12 名は、宅建協会役員と重複しない者を別途選任した。

なお、政治連盟は各々の事情を抱える地元地域での活動を重視することから、現状の 12 地区体制を堅持していく。

2022・2023年度 任期 静岡県宅建政治連盟 新役員 (計 26 名)

○ … 地区幹事 (地区会計責任者)

会 長 (1)	渡邊 照芳 (東 部)		
副 会 長 (3)	杉山 正 (東 部)	佐々木富吉 (中 部)	後藤 尚貴 (西 部)
幹 事 長 (1)	小林 修 (中 部)		
常任幹事 (8)	榎本 光作 (東 部)	藤田 昭一 (東 部)	石黒 巖 (東 部)
	長谷川晃弘 (中 部)	中島 篤 (中 部)	松本 裕文 (中 部)
	澤木 光吉 (西 部)	齋藤 剛史 (西 部)	
幹 事 (12)	○ 漆田 和久 (伊豆下田)	○ 中川 幸治 (伊 東)	○ 村上 達也 (熱 海)
	● 佐藤 操 (三島田方)	○ 久保田吉光 (沼 津)	○ 赤沼 道也 (駿 東)
	○ 手島 和久 (富 士)	○ 山田 博己 (清 水)	○ 土屋健二郎 (静 岡)
	● 提坂 大介 (しだはい)	● 小田 基浩 (中 遠)	○ 小松 幹和 (浜 松)
監 査 (1)	石川 博敏 (中 部)		

※1 ●の者は、副幹事長として幹事長を補佐する。

最高顧問	宇野 篤哉 (東 部)	※2 最高顧問は役員には含まれない。
------	-------------	--------------------

会費こそ当連盟の活動原資です ～会費納入のお願い～

幹事長 小林 修

収束の予測が困難なコロナ禍、全国的に経済活動の停滞が長期化する模様で、未だ回復の見通しが立ちません。不動産は“政策産業”であり、このような状況下においても、不動産関連税制の見直しや土地住宅政策等、世論も味方につけた要望活動の継続が不可欠です。そして、この要望活動によって得られる成果は会員がそれぞれ等しく享受できるものであり、その費用負担についても公平を図らなくてはなりません。会費こそ正に当連盟の活動原資となるものです。是非、活動内容をご理解いただき、会費納入にご協力下さるよう宜しくお願い致します。年会費は 5,000 円です。

なお、当連盟のような政治団体は、政治資金規正法により、法人(会社や組合等)から会費を頂くことができません。あくまでも代表者個人の方より納入して頂くことになりますので、領収書についても代表者個人宛てになりますことをご了承下さい。

ただし、自民党員として登録した会員(代表者個人)が、自民党静岡県宅建支部(職域支部)を通じて同額の年会費を納めて頂ける場合は、政党への寄付に該当しますので法人宛てに領収書の発行が可能です。ご不明な点や詳細につきましては、当連盟事務局または所属地区(宅建協会所属支部)までお願い致します。